

## 事前予約制

先着 20 名  
参加費:無料

# 消費税セミナー

## ～あなたの会社にも影響あり～

**軽減税率以外にも、  
注意すべき点がたくさんあります！！**



令和 1 年

11月15日 金

受付 18:15~

**第1部 18:30~19:40  
第2部 19:50~20:30**

## 第1部：消費税改正の概要

令和1年10月1日より消費税率は10%となり、軽減税率制度（複数税率制度）が開始されました。今回の開始により、消費税はより複雑なものになりました。今回の増税に伴って「適用税率ごとに区分した経理」を、令和5年10月1日以降は「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」を採用しなければ仕入税額控除を行うことができません。また、令和5年10月1日以降は消費税の納税義務者との取引でなければ、仕入税額控除の適用を受けることができない等、軽減税率制度以外にも注意すべき点は複数あります。本セミナーでは、消費税改正のポイントを実務的な視点から解説していきます。

## 第2部：個別相談

セミナー終了後に個別相談会を実施します。みなさまのご質問やお悩みにお答えさせていただきますので、ぜひ、この機会をご活用ください！

**会場：大阪市立生涯学習センター5階 第4研修室**

大阪市北区梅田 1-2-2-500  
大阪駅前第2ビル5階  
TEL : 06-6345-5000

【地下鉄】 御堂筋線・梅田/四つ橋線・西梅田  
谷町線・東梅田  
【JR】 大阪駅/東西線・北新地駅  
【私鉄】 阪神電車・梅田/阪急電車・梅田

## お申し込みは裏面へ



# 税理士法人KJグループ

〒536-0006 大阪市城東区野江 4-11-6  
TEL : 06-6930-6388 FAX : 06-6930-6389  
<http://www.kubokaikei.com>

# 【お申し込み方法】

FAX またはメールにてお申し込み下さい。

※ネットワークビジネス、同業者、自己啓発ビジネス、コンサルタント関係、先物取引の方のご参加はご遠慮いただいております。

メールでお申し込みの場合下記事項を必ずご記載くださいますよう宜しくお願ひします。

FAX : 06-6930-6389 MAIL : [kubokaikei@kubokaikei.com](mailto:kubokaikei@kubokaikei.com)

2019年11月15日(金)

## セミナー参加申込書

セミナータイトル	消費税セミナー		
御社名			
役職		ご氏名	
役職		ご氏名	
ご住所	〒 -		
電話番号		FAX番号	
Email			
アンケート	どのような媒体で今回のセミナーを知りましたか？下記番号に○をつけて下さい。 ① 勧業展 ② 顧問先様からの紹介 ( ) ③ 当事務所ホームページ ④ ダイレクトメール ⑤ メールマガジン (弥生メールマガジン・MFメールマガジン・事務所メールマガジン・くぼジャパンPress・その他 ) ⑥ 当事務所の職員より ⑦ その他 ( )		

## 【お申し込み済の方へのお願い】

■お申し込みいただいた方の資料をご用意しておりますので、お申込後、キャンセルされる場合は必ずメール・FAX・お電話いずれでも結構ですのでご連絡下さい。

### ■お問合せ先■

## 税理士法人KJグループ

〒536-0006 大阪市城東区野江4-11-6

TEL : 06-6930-6388 FAX : 06-6930-6389

<http://www.kubokaikei.com>